

お家に帰ったら

～在宅で医療的ケア等が必要なお子さんの

保健・福祉ガイドブック～



厚木市マスコットキャラクター

あゆまちゃん
厚木市



お家に帰ったら



これから在宅療養が必要なお子さんをご自宅で生活を共にされるご家族の方は、さまざまな思いを抱えて過ごされていらっしゃるかと思います。

退院が決まって、「家族そろって家で生活できること」を嬉しいと感じる反面、「退院して緊急時何かあったらどうしよう」、「病院のスタッフと同じケアが自分にできるのか」など喜びと緊張や不安が共存しているかもしれません。

そんな時は、お住いの地域を担当させていただいている保健師に、ぜひお声掛けください。

ご家族の方の、思いをお聴かせいただき、少しでも安心できる療養体制が作れるよう、一緒に考えていきます。



連絡先 健康づくり課母子保健係
電話 (046) 225-2597

- ▶ 親子サロン …… 1～2ページ
- ▶ 医療費・福祉制度 …… 3～4ページ
- ▶ 在宅支援サービス …… 5～6ページ
- ▶ 事例 …… 7ページ
- ▶ 相談できるところ …… 8～9ページ



おうちに戻って、お子さんとの生活にも
慣れてきました。お子さんも安定してきました。

主治医の先生に相談して、感染症など
気を付けながら、集団的な場への外出が

OK と言われました。



気軽に遊びに行けるところはないかしら

ずっとおうちにいるのも、つまらない…

- でも、大勢の子どもがいるところは、まだ心配
- でも、お外は気温や日光も気をつけないといけないし
- でも、おかあさんだって誰かとお話したいし

なんて時は

親子サロン

はいかがですか。

- 月～金 9：30～16：00（昼休憩あり）

事前の予約はいりません。

- 保育士・保健師が常駐しています。
- 一緒に遊んだり、ママも気軽におしゃべりしてってください。



連絡先 療育相談センターまめの木
電話 (046) 225-2252

医療費に関すること



小児慢性特定疾病
医療費助成

対象となる病気で医療を受けた場合に、所得に応じて医療費を支給する制度です。

自立支援医療

心身の障がいの除去や軽減、また安定して医療が受けられることを目的に、医療費の自己負担部分が軽減される制度です。

厚木市心身障害者
医療費助成

病院などで診療を受けた場合に、保険対象の自己負担部分を軽減する制度です。
(障害者手帳要件等があります。)

手当に関すること



特別児童 扶養手当	障害児 福祉手当	神奈川県在宅 重度障害者等手当	厚木市心身障害者 福祉手当
中～重度の障がいをお持ちの、20歳未満のお子さんを養育しているご家族に対し支給されます。	日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい児に支給されます。	毎年8月1日時点で、県内に継続して6ヶ月以上居住している在宅の重度重複障がい者等に支給されます。	毎年4月1日時点で市内に住民登録があり、かつ居住している方で、障がい等級により支給されます。

手帳に関すること



障害者手帳があることで、福祉サービスなどが受けやすくなります。
手帳には、身体、療育、精神の3種類があります。

身体障害者手帳

身体に障がいのあるお子さんが様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。

療育手帳

知的障がいのあるお子さんが、一貫した療育、支援を受け、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神状態にあるお子さんが、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。



連絡先 障がい福祉課障がい福祉係（身体・療育）
電話（046）225-2221
障がい福祉課障がい者支援第一係（精神）
電話（046）225-2247

主な福祉サービス



居宅介護
ホームヘルプ

ご自宅にヘルパーが訪問し、食事や入浴、排泄などのお手伝いをしてくれます。

短期入所
ショートステイ

介護している方の休息や親族等の冠婚葬祭、兄弟の学校行事などのとき、施設を利用できます。

児童発達支援

児童発達支援センターや児童発達支援事業所に通って、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

補装具
日常生活用具

車椅子、入浴用の椅子、たん吸引器などを購入する場合は、福祉制度を利用することで購入の助成を受けられることがあります。

兄弟児のサポート

入院や通院でご家族が病院に来ている間、幼いご兄弟をあずかってもらえるサービスがあります。ファミリーサポートサービスと呼ばれるものや保育園での一時あずかりなどです。

リフト付き 車両サービス

日常的に車椅子を利用されているお子さんの場合、公共のバスや電車での移動が難しいことも多いようです。そんな時、リフト付き車両を利用することができます。費用はおおむね一般タクシーと同じですが、障害者手帳による割引が受けられる場合があります。

小児慢性特定疾病 児童日常生活用具 給付事業

小児慢性特定疾患医療給付制度に該当した方で、身体障害者手帳等他の制度での日常生活用具の給付が対象とならない方が受けられます。特殊寝台や車椅子、たん吸引器など、特定の品目に対して、世帯の所得に応じた自己負担がありますが、購入費用の助成を受けることができます。

連絡先 障がい福祉課障がい者支援第二係
電話 (046) 225-2254

事例 ～A君の場合～

A君は、生まれる時に低酸素脳症になり、手足に麻痺がのこりました。また、逆流性食道炎と口頭軟化症のため、1歳の時に胃ろうを作り、2歳の時に気管切開をしました。

口から食物を摂取することができないので、食事は胃ろうから注入します。気管切開もしているので吸引器による痰の除去も1日に何回も必要です。

1歳4か月の時に①身体障害者手帳を、2歳5か月の時に②療育手帳をそれぞれ取得し、その後、③児童相談所で重症心身障害児の認定を受けました。

お父さんは仕事のため、A君のお世話は、ほとんどお母さんが行っています。夜にも痰の吸引があるので、日中少しでもお母さんが休んだり、家事などができたりするように、週に3回、1回90分ずつ④訪問看護事業所の看護師さんに来てもらうことにしました。

A君が2歳の時、妹が生まれました。お母さんが入院している間、A君は児童相談所に相談をして、⑤短期入所支援を受け、施設と病院でお泊りをしました。

3歳になり、体がだいぶ大きくなってきたA君を、お母さんが一人で風呂に入れるのは大変になってきました。そこで、市役所の障がい福祉課に相談し、⑥相談支援事業所を紹介してもらって、そこで⑦入浴の支援をしてくれるヘルパーさんの会社を教えてもらい、週に3回入浴支援に来てもらうことにしました。

お泊りに慣れてきたので、お母さんに用事があるときなどにも利用をしています。「他のお友達と遊ぶことを体験させてあげたいな」と考えたお母さんは、相談支援事業所に相談に行き、⑧児童発達支援事業所を利用することにしました。

はじめはお母さんとずっと一緒に過ごしていましたが、看護師さんがいるところだったので痰の吸引や食事の注入もお願いすることができ、数時間ではありますが、A君だけで過ごすこともできるようになりました。

6歳になったA君。特別支援学校（養護学校）の小学部に入学することになりました。学校には看護師さんがいるので安心です。小学校までの送迎はお母さんが行っていますが、時々放課後は、お母さんではなく、⑨放課後等デイサービス事業所の車が学校までお迎えに来て、のんびり遊んでから帰宅しています。

①身体障害者手帳・・・4ページ参照

②療育手帳・・・4ページ参照

③重症心身障害児・・・療育手帳と併せて児童相談所に相談しましょう。

④訪問看護・・・退院後すぐに利用できるように、入院中に病院で相談しましょう。

⑤短期入所支援・・・5ページ参照

⑥相談支援事業所・・・福祉サービスを利用するための計画作成等を行う。

⑦入浴支援ヘルパー・・・5ページ参照

⑧児童発達支援事業・・・5ページ参照

⑨放課後等デイサービス・・・事業所に通い、生活能力の向上のための訓練等を行う。

相談できるところ

厚木市障がい福祉課 ☎ (046) 225-2254

《厚木市中町 3-17-17 市役所第二庁舎 1階》

障害者手帳の交付や手当の支給、福祉サービスの支給決定等を行っています。お住まいの地域ごとに担当ケースワーカーがおりますので、お気軽にご相談ください。

厚木市健康づくり課 ☎ (046) 225-2597

《厚木市中町 1-4-1 保健福祉センター 2階》

お子さんやご自宅の状況に合わせた情報提供や環境調整など、在宅で生活していくために必要なことを、保護者の方と一緒に考えます。お気軽にご相談ください。

厚木市障害者総合相談室ゆいはあと ☎ (046) 225-2904

《厚木市中町 1-4-1 保健福祉センター 2階》

厚木市の相談支援体制の中核的な役割を担う障がい者基幹相談支援センターとして、地域の障がい者相談支援センターや地域包括支援センターと情報を共有し、連携します。

厚木市療育相談センターまめの木 ☎ (046) 225-2252

《厚木市中町 1-4-1 保健福祉センター 5階》

お子さんの発達に関して気になることや、心配なことについて、お気軽にご相談ください。

厚木市児童発達支援センターひよこ園（相談支援）☎ (046) 225-2245

《厚木市中町 1-4-1 保健福祉センター 2階》

お子さんの心身の状況や生活のご希望に合わせた支援サービス、事業所選別の情報提供とお手伝いをしていきます。

厚木医師会在宅医療相談室 リアン ☎ (046) 240-0393

《厚木市厚木町 6-1 厚木医療サポートセンター内》

在宅医療に関する相談窓口。医療全般の相談を受けており、必要に応じて地域の医療・介護・福祉等専門職と連携を図り対応します。

厚木歯科医師会在宅歯科地域連携室 ☎ (046) 221-8733

《厚木市中町 1-8-12》

在宅歯科医療に関する相談窓口。診療や口腔ケアのことなど歯科医療全般の相談を受けており、必要に応じて地域の医療・介護・福祉等専門職と連携を図り対応します。

なにか困ったことがあれば、
まずは相談してみましょう

